

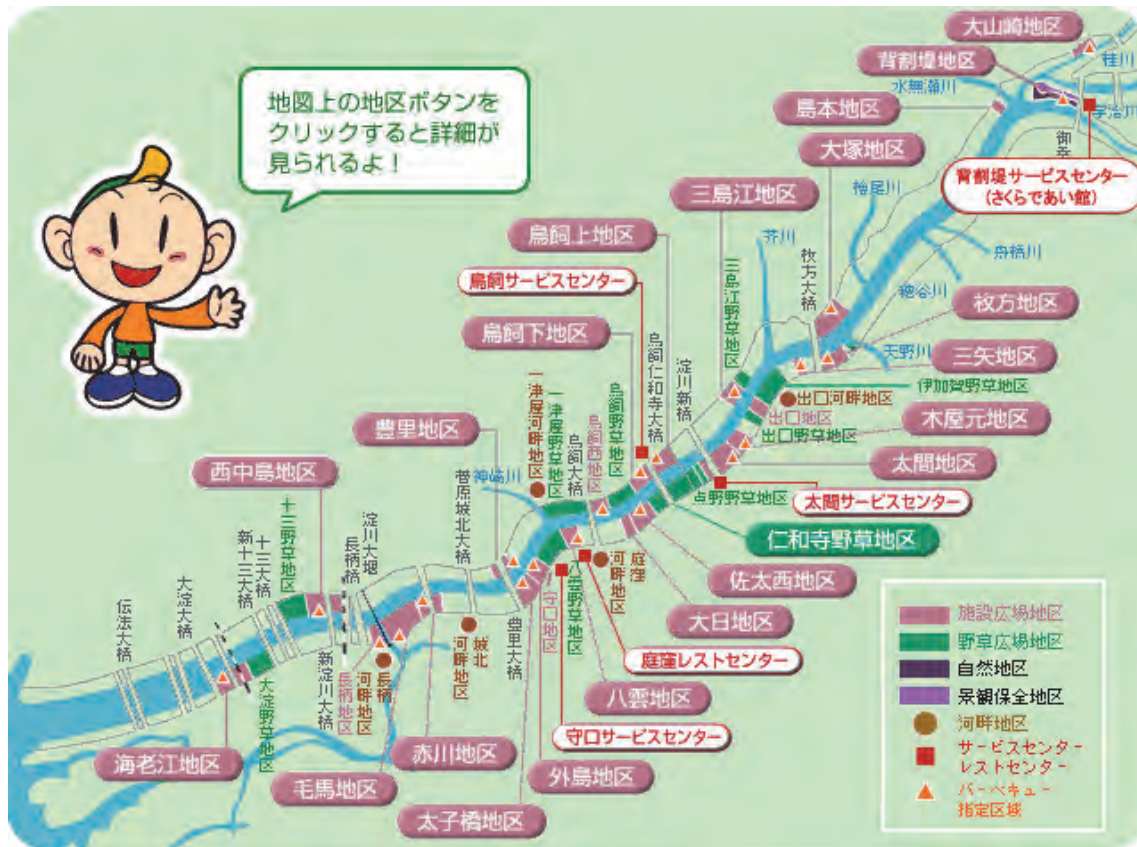
③淀川河川公園

国民生活における余暇時間の増大、レクリエーション需要の多様化等を背景に昭和47年に事業化した国営公園。大阪湾淀川河口部から京都府内の宇治川、桂川、木津川の三川合流部まで延長30数kmに及び、4箇所のサービスセンター・レストセンターを含む39地区を開園している。

■区分	イ	(設置目的)	—
■所在地	大阪府大阪市、枚方市、寝屋川市、守口市、高槻市、摂津市、島本町、京都府大山崎町、八幡屋市		
■面積	計画面積	1,216ha	
	開園面積	240.6ha	

■広域図





■年表

S40(1965).4.6	国民健康体力増進対策関係閣僚懇談会(河川敷の開放)
S40(1965).12.23	河川敷地占用許可準則[事務次官通達]
S44(1969).9.30	淀川河川公園連絡協議会発足
S46(1971).3	淀川水系工事実施基本計画の改訂
S47(1972)	淀川河川公園事業発足 第1次都市公園等整備五箇年計画スタート
S48(1973).4.16	淀川河川公園出張所発足
S48(1973).7.20	仮オープン(部分供用開始:太間、八雲、外島地区)
S49(1974).10.20	開園式(太間、八雲、外島、木屋元町、松ヶ鼻(出口)、三島江、八雲野草地区)
S50(1975).7	淀川河川公園基本計画策定
S50(1975).9.1	(財)淀川環境管理財団発足
S51(1976)	第2次都市公園等整備五箇年計画スタート
S51(1976).5.25	国営公園制度の創設(淀川河川公園イ号の国営公園として位置付けられる)
S51(1976).9.20	都市計画緑地決定変更(大阪府告示)(淀川河川公園 510.7ha)

S52(1977).1.9	都市公園を設置すべき区域の決定(建設省告示 19)
S52(1977).3.24	都市計画事業承認(建設省告示)
S53(1978).4.5	淀川河川公園出張所廃止
S53(1978).4.6	淀川工事事務所に副所長(公園担当)、淀川河川公園課新設
S54(1979).5	淀川河川公園基本計画の改定
S56(1981)	第3次都市公園等整備五箇年計画スタート
S56(1981).10.1	住宅・都市整備公団発足
S56(1981).12.1	河川敷占用許可準則(事務次官通達)の一部改正
S61(1985)	第4次都市公園等整備五箇年計画スタート
H3(1991)	第5次都市公園等整備五箇年計画スタート
H3(1991).5.2	河川法の一部改正(公布)高規格堤防に係わる法律の一部改正
H4(1992)	淀川河川公園開園 20 周年
H8(1996).6.28	鳥飼サービスセンターオープン
H9(1997).6.9	河川法の一部改正(法律)「河川環境の整備と保全」を位置づけるとともに河川整備計画制度の創設など抜本的改正
H9(1997).7.18	開園式(枚方地区)
H13(2001).8	淀川河川公園基本計画改訂にむけた提言
H14(2002)	淀川河川公園開園 30 周年
H16(2004).7	淀川河川公園基本計画改定委員会スタート
H17(2005).4.23	第16回全国「みどりの愛護」のつどい開催(枚方・大塚地区)
H19(2007).8	淀川水系河川整備基本方針の策定
H20(2008).8	淀川河川公園基本計画の改定

■コンセプト

テーマ	自然と人間との出会い
理念	「樹林とスポーツの広場」、「樹林とピクニックの広場」、「樹林と文化・いこいの広場」、「海辺といこいの広場」のエリアに区分され、「海の中道」の歴史的形成過程とその進化の方向性と自然生態的段階を十分認識した上で、より積極的に高度な環境を創出することと、レクリエーション需要の増大と多様な公共レジャーの需要に対応した循環的かつ長期的に対応しうる内容と質を確保すること
基本方針	①河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。 ②淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。 ③多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

■施設

対応窓口	地区名称	敷地面積 (ha)	主 要 施 設
守口 サービス センター	海老江地区	10.5	野球場(4面)、少年野球場(2面)、テニスコート(3面)、サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用1面)、駐車場(133台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	大淀野草地区	7.5	野草広場
	長柄地区	4.3	芝生広場、移動式トイレ(1基)、バーベキュー指定区域
	長柄河畔地区	0.8	休養施設、移動式トイレ(1基)
	毛馬地区	9.4	野球場(2面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用1面、野草広場、移動式トイレ(3基)、バーベキュー指定区域
	赤川地区	4.8	テニスコート(6面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(121台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	城北河畔地区	0.9	休養施設
	太子橋地区	13.3	野球場(2面)、少年野球場(1面)、徒渉池、駐車場(184台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	外島地区	3.7	テニスコート(6面)、陸上トラック(1面)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	守口地区	2.2	休養施設
	守口スポーツプラザ (本業務対象外)	-	アイススケート場、駐車場 (2施設とも本業務対象外)
	八雲野草地区	8.5	野草広場
	八雲地区	5.7	少年野球場(1面)、テニスコート(3面)、駐車場(32台)、移動式トイレ(1基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	庭窪河畔地区	0.8	休養施設
	十三野草地区	8.3	野草広場
	太間 サービス センター	西中島地区	10.9
豊里地区		7.4	テニスコート(4面)、更衣室(1棟)、駐車場(152台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
大日地区		4.9	野球場(2面)、駐車場(170台)、移動式トイレ(3基)
佐太西地区		10.0	野球場(2面)、少年野球場(2面)、テニスコート(3面)、駐車場(348台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
仁和寺野草地区		15.7	パターゴルフコース(27ホール)、ゲートボール場(3面)、ディスクゴルフコース(8ホール)・グラウンドゴルフ(24ホール)兼用、駐車場(86台)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、倉庫(2基)
点野野草地区		4.2	野草広場
太間地区		15.1	野球場(1面)、陸上トラック(1面)、駐車場(544台)、移動式トイレ(7基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
木屋元地区		6.5	野球場(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、テニスコート(3面)、ストリートバスケットコート(2面)、移動式トイレ(3基)、バーベキュー指定区域
出口野草地区		4.0	野草広場
出口地区		8.7	芝生広場、移動式トイレ(1基)
	出口河畔地区	0.3	休養施設

対応窓口	地区名称	敷地面積 (ha)	主 要 施 設
太間 サービス センター	伊加賀野草地区	10.0	野草広場
	三矢地区	2.4	テニスコート(4面)、砂場、駐車場(68台)、移動式トイレ(1基)、バーベキュー指定区域
	枚方地区	33.2	淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)(1面)、淀川アクアシアター、多自然池、駐車場(420台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	背割堤地区	19.8	桜並木、駐車場(156台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
鳥飼 サービス センター	一津屋野草地区	10.4	野草広場、駐車場(64台)、移動式トイレ(1基)
	一津屋河畔地区	0.3	芝生広場
	鳥飼西地区	3.0	駐車場(57台)、多目的広場、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼野草地区	5.4	野草広場
	鳥飼下地区	11.1	サッカー(1面)、フットサルコート(2面)、駐車場(136台)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼上地区	13.4	野球場(3面)、テニスコート(7面)、陸上トラック(サッカー・ラグビー兼用1面)、ローラースケート場、駐車場(337台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江地区	8.3	野球場(2面)、テニスコート(4面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(316台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江野草地区	5.9	野草広場
	大塚地区	25.2	野球場(2面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(194台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	島本地区	4.9	野球場(1面)、少年野球場(1面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(61台)、移動式トイレ(1基)、管理所(1基)
	大山崎地区	10.5	野球場(2面)、フットサルコート(1面)、駐車場(268台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
守口 サービスセンター	面積は守口 地区に含む	休憩室、インフォメーション、トイレ	
太間 サービスセンター	0.1	休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	
鳥飼 サービスセンター	0.2	休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	
庭窪 レストセンター	面積は庭窪 河畔地区に 含む	会議室、休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	

・ 下線は利用料金を徴収する施設や物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、収益施設として自動販売機を設置することができる。

・ 駐車場の台数は臨時駐車場を含む。

参考資料:国土交通省近畿地方整備局

	地区名	施設名						その他	施設利用申込 & お問い合わせ先	
		野球場		コート テニス	サッカー ラグビー	陸上 トラック	フットサル コート			ボート
		大人	少年							
1	海老江	4	2	3		1 (サ兼用)			守口サービスセンター	
2	毛馬	2		2		1 (サラ兼用)				
3	赤川			6	1					
4	太子橋	2	1							
5	外島			6		1				
6	八雲		1	3						
7	大日	2				1				
8	佐太西	2	2	3						
9	仁和寺野草						3	パターゴルフ・ディスクゴルフ	太閤サービスセンター	
10	太間	1				1				
11	木屋元	2		3	1			ストリートバスケット		
12	三矢			4						
13	枚方	①			①			3月～11月野球場・ 12月～2月サッカー利用可		
14	大山崎	2					1	ストリートバスケット	烏飼サービスセンター	
15	島本	1	1	3	1			1		
16	大塚	2		4	1	1		4		
17	三島江	2		4	1					
18	烏飼上	3		10		1 (サラ兼用)				
19	烏飼下				1 (サッカー兼用)		2	サッカー場&ラグビー場・ フットサルコートは人工芝		
20	豊里			4					守口サービスセンター	
21	西中島	3								
計		28+①	7	55	6+①	7	3	8	※サ兼用はサッカー場、サラ兼用はサッカー場・ ラグビー場、①は野球場、サッカー場兼用	

参考資料：国土交通省淀川河川事務所 HP

バーベキュー利用ができる地区 ※一部の地区のみ

	左岸	右岸
大阪市	海老江地区、長柄地区、毛馬地区、 赤川地区	西中島地区、豊里地区
守口市	太子橋地区、外島地区、八雲地区、 佐太西地区	烏飼西地区、烏飼下地区、烏飼上地 区
寝屋川市	太間地区、木屋元地区	大塚地区、三島江地区
枚方市	三矢地区、枚方地区	大山崎地区、背割堤地区

参考資料：淀川河川公園 HP

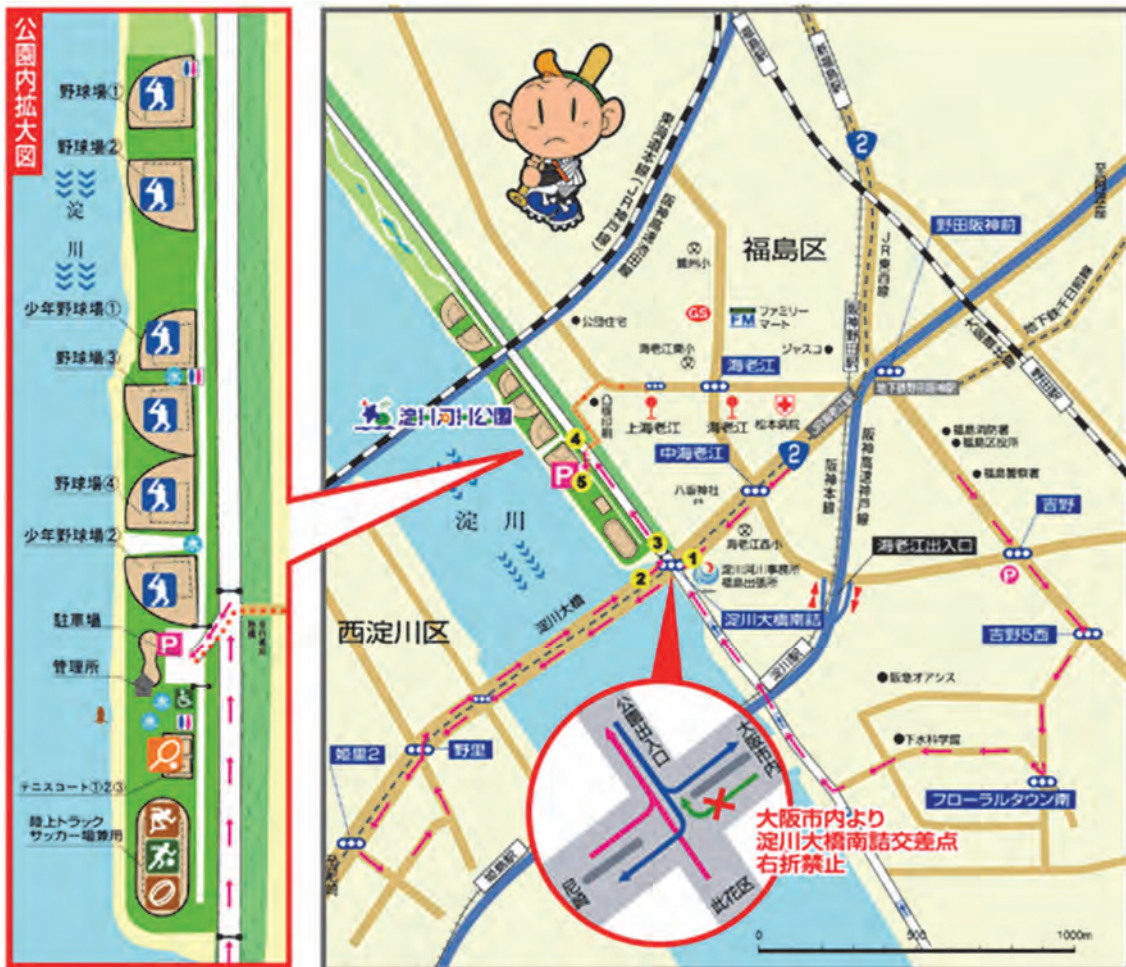
< 駐車場 >

地区名	台数
海老江地区	133 台
赤川地区	121 台
太子橋地区	184 台
八雲地区	32 台
西中島地区	222 台
豊里地区	152 台
大日地区	170 台
佐太西地区	348 台
仁和寺野草地区	86 台
太間地区	544 台
三矢地区	68 台
枚方地区	420 台
背割堤地区	156 台
一津屋野草地区	64 台
鳥飼西地区	57 台
鳥飼下地区	136 台
三島江地区	316 台
大塚地区	194 台
島本地区	61 台
大山崎地区	268 台
合計	3,732 台

駐車場の台数は臨時駐車場を含む。

■園内図

<海老江地区>



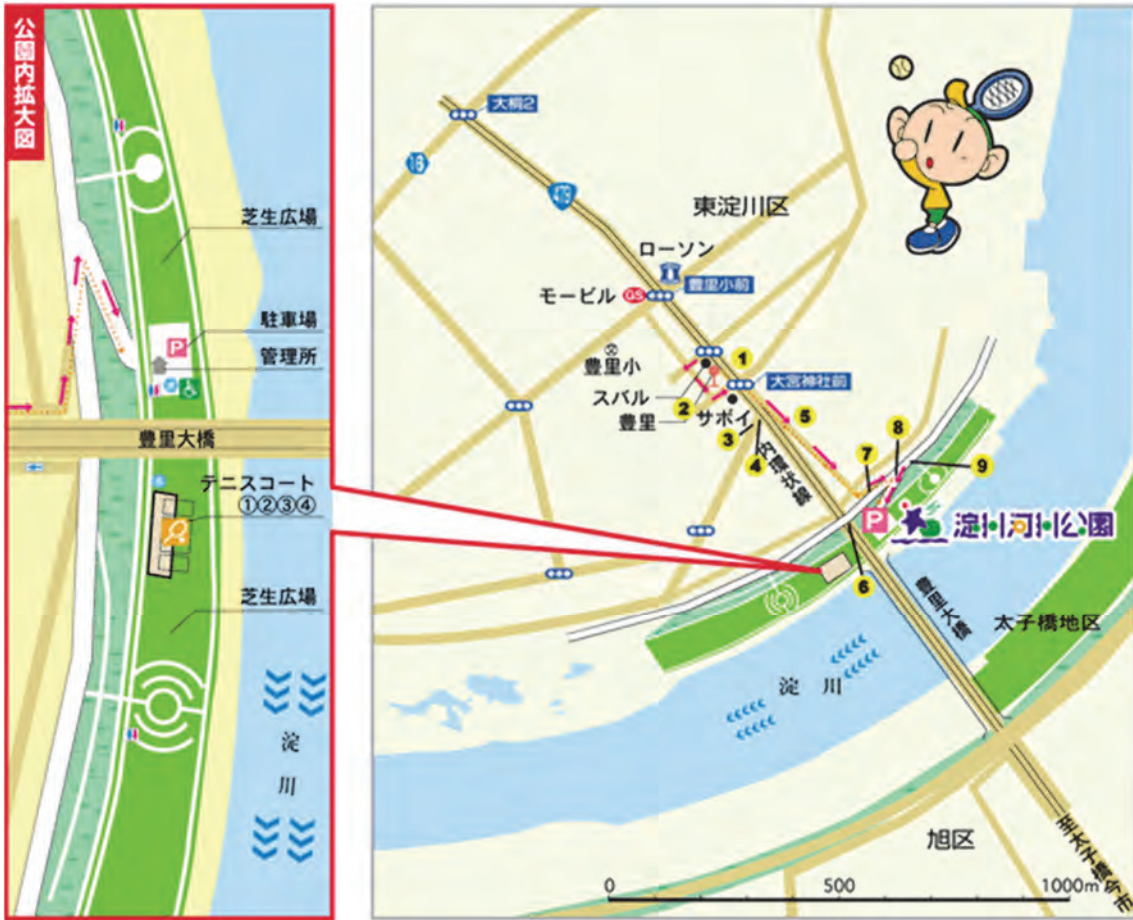
<西中島地区>



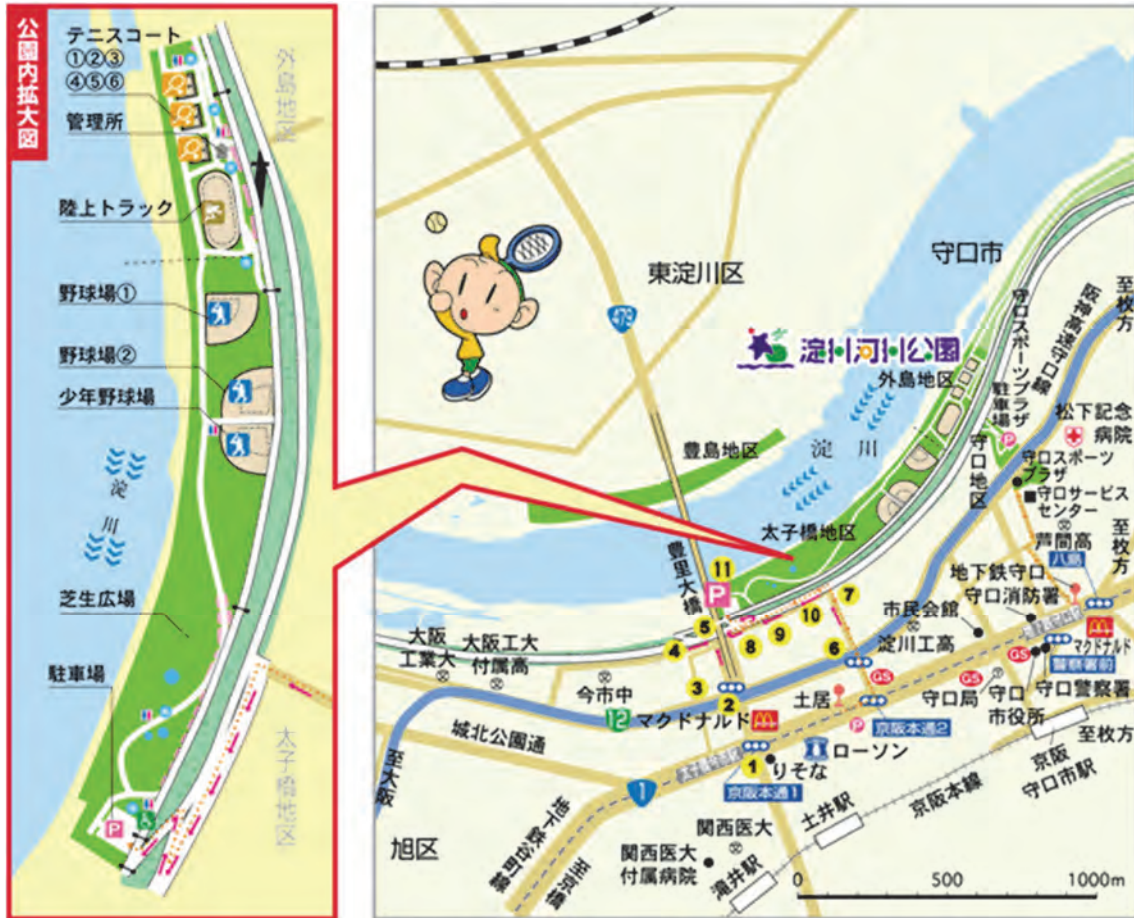
<毛馬地区、赤川地区>



< 豊里地区 >



< 太子橋地区、外島地区 >



<八雲地区>



<大日地区、佐太西地区>



<仁和寺野草地区>



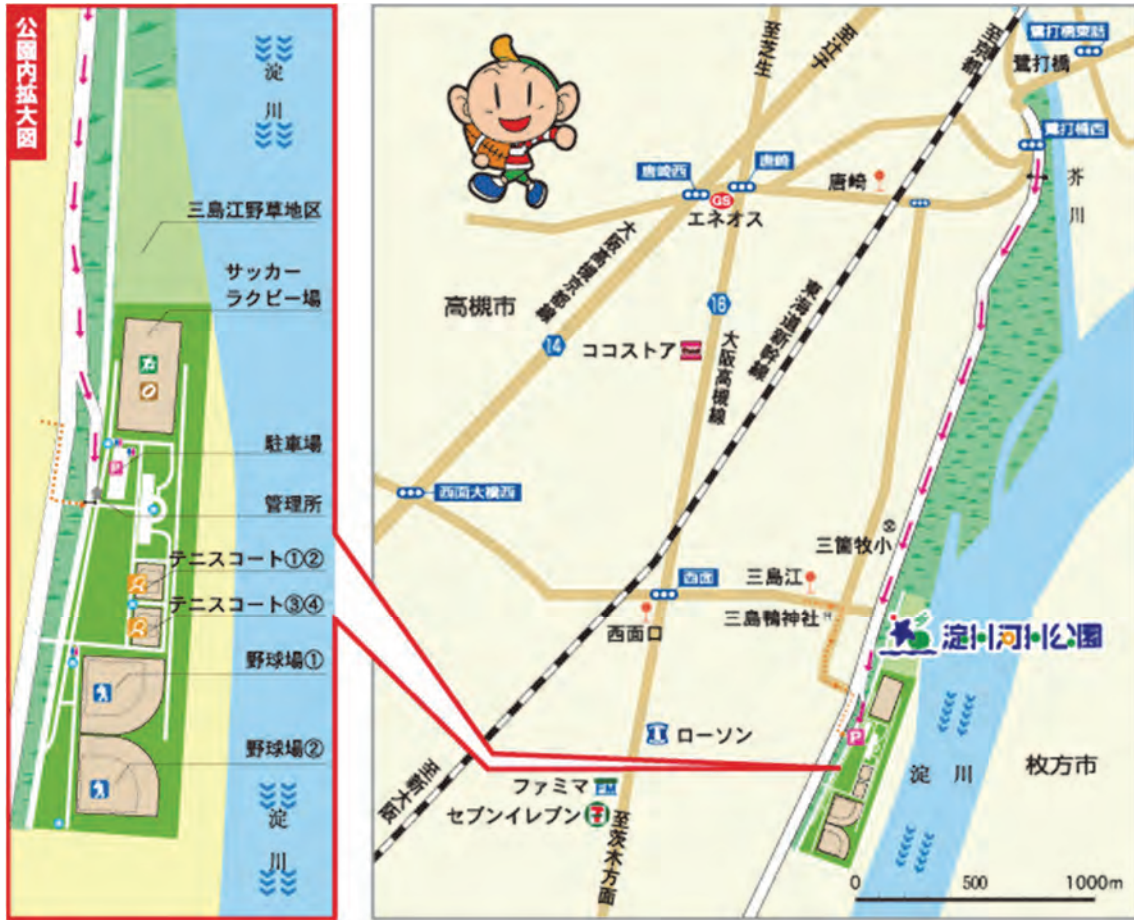
<鳥飼下地区、鳥飼上地区>



<太間地区、木屋元地区>



<三島江地区>



<三矢地区>



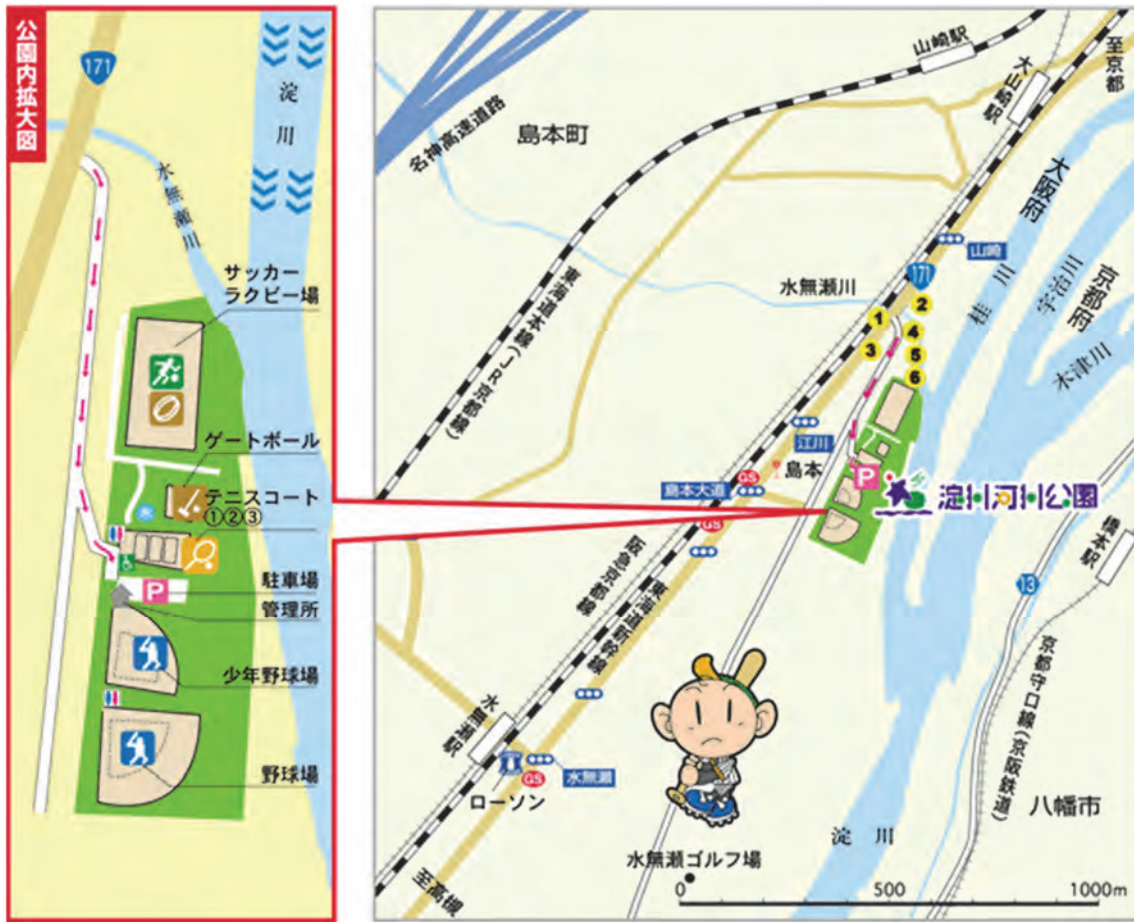
<枚方地区>



<大塚地区>



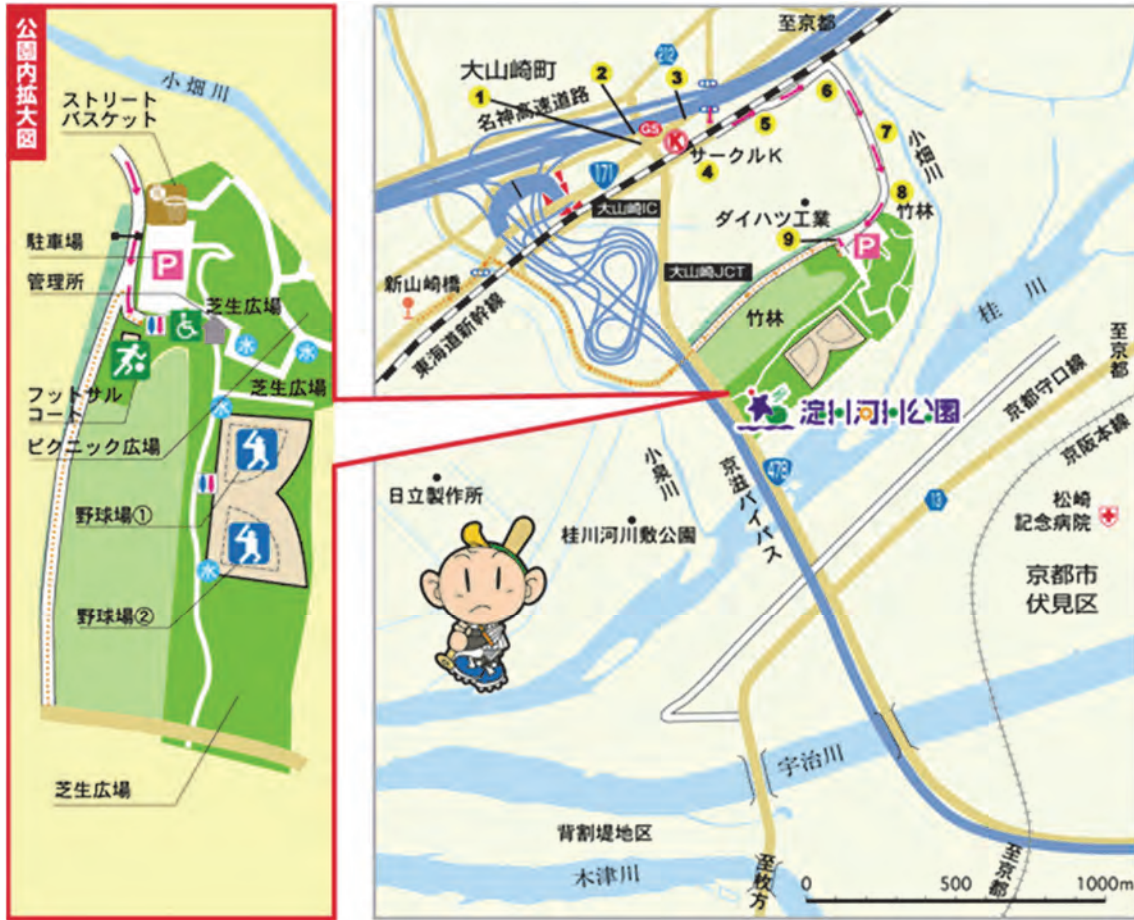
< 島本地区 >



<背割堤地区>

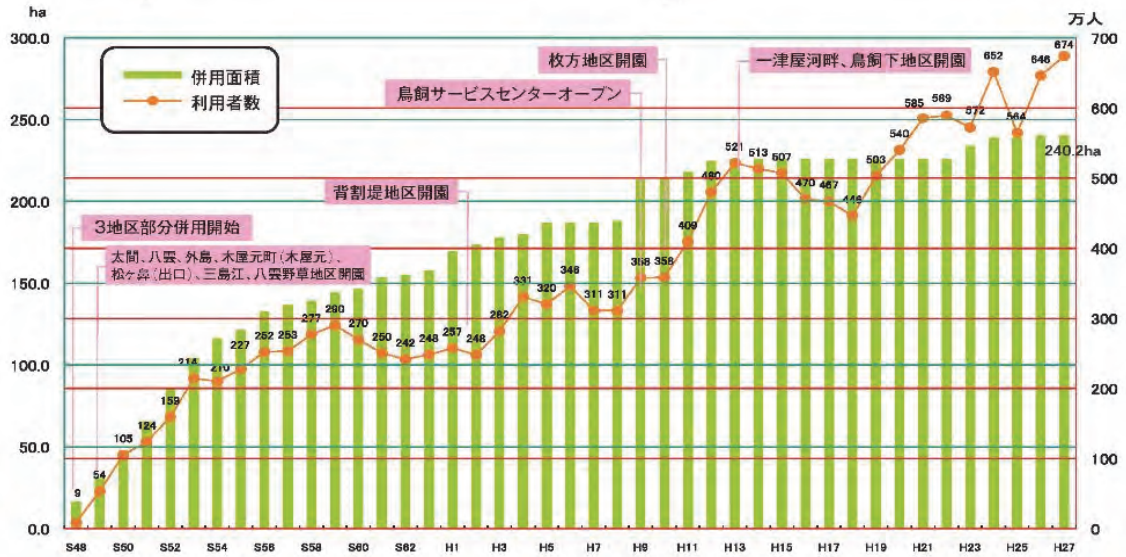


<大山崎地区>



■管理

利用者数	674 万人(H27)
マスコミ報道等件数	159 件(H26)
ホームページのアクセス数	319,284 件(H26)



<ボランティア>

ボランティア名	活動内容	認定団体数
淀川サポーター	「清掃」、「除草、植栽・植生管理」、「生物保護活動」、「その他淀川河川事務所が認める活動」	7

※平成 25 年 6 月 7 日現在

淀川サポーター認定状況

No.	名称	認定日	活動場所	活動内容	担当出張所
1	新川姫虫と花を守る会	H22. 5. 17	芥川左岸 高槻市南庄所町地先	清掃	高槻
2	淀川掃除に学ぶ会	H22. 7. 16	淀川左岸 淀川河川公園海老江地区	清掃	福島
3	高槻市立第七中学校	H22. 7. 30	淀川右岸 淀川河川公園三島江地区～芥川合流点付近	清掃	高槻
4	ジャンボ	H22. 12. 28	芥川右岸 城西橋下流付近	清掃、除草、植栽、植生管理	高槻
5	関西大学ボランティアセンター学生スタッフ	H23. 1. 21	淀川右岸 大阪市淀川区西中島 2 丁目地先 (一部淀川河川公園西中島地区を含む。)	清掃	福島
6	淀納所桂川愛護会	H23. 2. 28	桂川左岸 京都市伏見区納所町 1 番 2～583 番地先	清掃、除草	山崎
7	鴻池運輸株式会社	H25. 6. 7	淀川左岸 大阪市此花区伝法 5 丁目付近	清掃	福島

※平成 25 年 6 月 7 日現在

参考資料: 国土交通省近畿地方整備局

<H29 重点管理項目>

植物管理

○淀川を満喫する緑の空間演出とその利活用

- ・河川に咲く野の花や植栽花木を活かした風景づくり、背割堤の桜並木の健全育成、季節を彩る草花で公園の四季を演出し、来園者の目を楽しませる緑の空間を作ります。
- ・この緑の空間を使って、マルシェや野草観察会等の自然体験プログラムなど、地域の様々な活動主体とともに利活用していきます。
- ・これまで利用中心の広場機能を維持する草刈りを行っていましたが、河川の自然生態系に配慮する草刈りを行うため、年間の刈込回数をエリアごとに増減させる回数調整を行います。

地域連携

- ・地元自治体等と連携した防災訓練を行い、治水上の安全性の意識啓発を図る。

施設管理

○快適性と安全性を目指した質の高いサービス提供

- ・公園の利用向上を高めるため、日常的に公園施設の点検を行うとともに、長寿命化計画を実態に即した形で適宜改訂しながら、老朽化したトイレ等の便益施設の更新を行う。
- ・大阪府守口市に位置する守口地区（1.8ha）では、公園全体の管理機能の中枢を担う守口サービスセンターの再整備に着手する。
- ・利用者がゆったりと憩えるサービス提供機能や淀川河川公園のインフォメーション機能等を有する公園サービスの中心拠点の整備に向けた検討に着手する。

環境保全

- ・淀川河川公園基本計画のゾーニングの柱の一つである「水辺環境保全・再生ゾーン」の実現のため、寝屋川の地域力と大学連携と一体となって公園づくりを進めます。